

# 高知県立高知城歴史博物館蔵『万葉集古義』に見る諸本

城崎 陽子

## 一 はじめに

高知県立高知城歴史博物館には鹿持雅澄の『万葉集古義』稿本(以下、『古義』とする)が収められている。その注釈に関しては、様々に評価されており、屋上屋を重ねる必要もないが、『古義』を成すにあたって雅澄が置かれた研究環境―歴史的、社会的背景ではなく、雅澄が『古義』を執筆する中で参考とした諸本の環境―がどのようなものであったかというのを改めて問い直してみたい。そのことによって、近世期における『万葉集』の注釈が成立するに至る様々な享受の実態を明らかにすることができるのではないかと考える。まずは、鹿持雅澄が『古義』に至るまでをたどっておく。

鹿持雅澄は寛政三年(一七九一)柳村尉平惟則の子として土佐郡福井村(現高知市)に生まれた<sup>1)</sup>。「御用人」と呼ばれる軽輩の家柄であったという。幼名を源太、本名を惟永といった。文政十二年(一八二九)、幼名源太を改め、鹿持藤太惟永とした。なお、「惟永」の名は文化七年(一八一〇)に「深澄」と改められ、また、文化十年(一八一三)ごろ「雅澄」と改め、以後これを用いたようである。

寺石正路の『土佐偉人伝』に幼少時の雅澄を評して、「雅澄幼にして性質痴鈍に事をなす多く時俗に合はず人にて愚呆となす」とある。虚弱で、世辞にも伶俐とは言えない少年であった。その少年が文化三

年(一八〇六)前後を境に儒学者の中村隆蔵(世譚)、宮地仲枝(水溪)に師事した。

雅澄と宮地との師弟関係は天保十二年(一八四一)まで続くこととなる。師事した宮地仲枝は谷秦山の弟子であった宮地介行の孫、また、本居宣長の門であり『万葉私考』を記した宮地春樹の子でもあった。仲枝自らは塙保己一の門に入り、群書類従の編纂等を手伝ったとされる。雅澄の学問的素地は宮地によって築かれていたのであり、雅澄が国学に目覚め、万葉集研究を志すようになる素地は雅澄をとりまくこうした学問環境の中で培われていたのである<sup>2)</sup>。

雅澄の用人としての仕事は文化十二年(一八一五)十月に父の代勤を勤めたのがはじめである。教授館(藩校)の写本係や下役を勤めていたが、文政四年(一八二二)に「御隠居様御奥御錠前役」に栄転した。この役は元藩主山内豊策の息女の和歌や手習いの師匠役であった。文政十年(一八二七)に免職されるまでの六年間を勤めたが、この役職は藩主家近くに仕える役柄であることから思いの外気苦労が多く、役外の仕事を命ぜられる機会も少なくなかった。

根据方加役を務めた後、天保二年(一八三一)に御浦方御分一役に就任した雅澄は浦々をまわって、出入りの物資を監督することとなった。しかし、この役職は責務が重く、雅澄は天保五年(一八三四)から六年(一八三五)にかけ病を蒙ってしまった。また、続く天保七年

(一八三六)十二月には最愛の妻きくを亡くし、翌天保八年(一八三七)には自らもさらなる大病を患ってしまふ。

健康を害してしまつた雅澄は御廟所御番など、比較的軽微な役職を勤めていたが、その学問的功績を認められ、嘉永元年(一八四八)には教授館校合役に就き、安政三年(一八五六)老年を理由に子息・雅慶に代わるまでその職務を勤め、安政五年(一八五八)九月二十七日、六十八歳の生涯を終えた。

雅澄が万葉集研究を志すに至る環境は師の影響が最も大きいと考えられるが、それだけではない。谷秦山をはじめとし、垣守、真潮と続く谷家三代が築きあげた土佐の学問環境があつたことも見逃すことはできない。雅澄の学友であつた谷景井は真潮の甥である<sup>3)</sup>。さらに、雅澄が恵まれたことは、その勉学を行うために縁類・友人・知人からの助けがあつたこと<sup>4)</sup>、特に藩の家老職にあつた福岡孝則は、貧しくてろくに書籍も買えなかつた雅澄のために自宅の古書閲覧を許し、又参考となる書物を京阪から取り寄せたという。

## 二 『万葉集古義』

雅澄は文化十年(一八一三)万葉集卷一の註釈である『万葉集紀聞』二冊を脱稿した<sup>5)</sup>。これを機に雅澄は『古義』の執筆をはじめ、文政元年(一八一八)ごろにはこの草稿を脱稿していたようである。当該の『古義』の書誌情報については、すでに拙稿にて触れたところではあるが、全二十二冊、およそ二七・三センチ×一九・〇センチの版型にそろつた洪染紗綾文様表紙、四ツ目綴の装訂である。これらが四帙にわかれて保存されている。それぞれの巻構成は以下のとおりである<sup>6)</sup>。

一 【寸法】二七・五センチ×一九・三センチ【体裁】堅帖。【表紙】貼題箋「万葉集古義一上」。

【丁数】表紙一、遊紙一、墨付九四丁、裏表紙一。

【備考】

・「山内文庫」朱文方形印あり。

・裏表紙見返左上に朱筆にて「天保九年戊戌十一月十八日此巻重案畢」とあり。

二 【寸法】二七・五センチ×一九・三センチ【体裁】堅帖。【表紙】貼題箋「万葉集古義一中」。

【丁数】表紙一、遊紙一、墨付八四丁、裏表紙一。

【備考】

・「山内文庫」朱文方形印あり。

・裏表紙見返左上に朱筆にて「天保九年戊戌十一月廿日此巻重案畢／文政十二年己丑二月廿八日此巻再考畢」とあり。

三 【寸法】二七・五センチ×一九・三センチ。【体裁】堅帖。【表紙】貼題箋「万葉集古義一下」。

【丁数】表紙一、遊紙一、墨付八四丁、裏表紙一。

【備考】

・「山内文庫」朱文方形印あり。

・八四丁ウに墨書にて「万葉集卷第一終／終ノ字古写本／には死シ」とあり。

・裏表紙見返左上に朱筆にて「天保九年戊戌十一月廿三日此巻重案畢／文政十二年己丑三月四日此巻再考畢」とあり。

四 【寸法】二七・五センチ×一九・三センチ。【体裁】堅帖。【表紙】貼題箋「万葉集古義二上」。

貼題箋「万葉集古義二上」。

【丁数】表紙一、遊紙一、墨付一〇七丁、裏表紙一。

【備考】

・「山内文庫」朱文方形印あり。

・遊紙才右下に「別本」の貼紙あり。

・一〇七丁柱に「戊寅八月六日書写畢」の墨書あり。

・裏表紙見返左上に朱筆にて「天保六年乙未八月三日以一本校畢」とある。

五 【寸法】二七・五センチ×一九・三センチ。【体裁】堅帖。【表紙】

貼題箋「万葉集古義二下」。

【丁数】表紙一、遊紙一、墨付一五五丁、裏表紙一。

【備考】

・「山内文庫」朱文方形印あり。

・遊紙才右下に「別本」の貼紙あり。

・裏表紙見返左上に朱筆にて「天保六年乙未八月廿八日以一本校畢」とある。

六 【寸法】二七・四センチ×一九・四センチ。【体裁】堅帖。【表紙】

貼題箋「万葉集古義二上」。

【丁数】表紙一、遊紙一、墨付一〇七丁、裏表紙一。

【備考】

・「山内文庫」朱文方形印あり。

・裏表紙見返左上に朱筆にて「天保九年戊戌十二月朔日此卷重案畢／文政十二年乙丑三月廿一日此卷重案畢／文政六年

癸未八月廿二日再考畢」とあり。

七 【寸法】二七・四センチ×一九・三センチ。【体裁】堅帖。【表紙】

貼題箋「万葉集古義二下」。

【丁数】表紙一、遊紙一、墨付一五五丁、裏表紙一。

【備考】

・「山内文庫」朱文方形印あり。

・裏表紙見返左上に朱筆にて「天保九年戊戌十二月七日此卷重案畢／文政十二年己丑四月八日此卷重案畢」とあり。

八 【寸法】二七・五センチ×一九・二センチ。【体裁】堅帖。【表紙】

貼題箋「万葉集古義三上」。

【丁数】表紙一、遊紙一、墨付一一五丁、裏表紙一。

【備考】

・「山内文庫」朱文方形印あり。

・裏表紙見返左上に朱筆にて「天保九年戊戌十二月九日此卷重案畢／文政十二年己丑四月廿五日此卷再考畢」とあり。

九 【寸法】二七・六センチ×一九・四センチ。【体裁】堅帖。【表紙】

貼題箋「万葉集古義三中」。

【丁数】表紙一、遊紙一、墨付六九丁、裏表紙一。

【備考】

・「山内文庫」朱文方形印あり。

・裏表紙見返左上に朱筆にて「天保九年戊戌十二月九日此卷重案畢／文政十二年己丑五月十一日此卷再考畢」とあり。

十 【寸法】二七・五センチ×一九・三センチ。【体裁】堅帖。【表紙】

貼題箋「万葉集古義三下」。

【丁数】表紙一、遊紙一、墨付一一八丁、裏表紙一。

【備考】

・「山内文庫」朱文方形印あり。

・裏表紙見返左上に朱筆にて「天保九年戊戌十二月十七日此

卷重案畢／文政十二年己丑五月廿九日此卷再考畢」とあり。

十一【寸法】二七・五センチ×一九・三センチ。【体裁】堅帖。【表紙】貼題箋「万葉集古義四上」。

【丁数】表紙一、遊紙一、墨付二二九丁、裏表紙一。

【備考】

・「山内文庫」朱文方形印あり。

・裏表紙見返左上に朱筆にて「天保九年戊戌十二月十九日此卷重案畢／文政十二年己丑七月廿九日此卷再考畢」とあり。

十二【寸法】二七・五センチ×一九・四センチ。【体裁】堅帖。【表紙】貼題箋「万葉集古義四下」。

【丁数】表紙一、遊紙一、墨付一一一丁、裏表紙一。

【備考】

・「山内文庫」朱文方形印あり。

・裏表紙見返左上に朱筆にて「天保九年戊戌十二月廿二日此卷重案畢／文政十二年己丑八月九日此卷再考畢」とあり。

十三【寸法】二七・五センチ×一九・四センチ。【体裁】堅帖。【表紙】貼題箋「万葉集古義五上」。

【丁数】表紙一、遊紙一、墨付八一丁、裏表紙一。

【備考】

・「山内文庫」朱文方形印あり。

・八一丁柱に「辛巳六月十四日書了」との墨書あり。

・裏表紙見返左上に朱筆にて「天保十四年癸卯四月廿八日此卷再案畢／天保九年戊戌十二月廿三日此卷重案畢／文政

十二年己丑八月十六日此卷再考畢」とあり。

十四【寸法】二七・五センチ×一九・三センチ。【体裁】堅帖。【表

紙】貼題箋「万葉集古義五下」。

【丁数】表紙一、遊紙一、墨付一〇二丁、裏表紙一。

【備考】

・「山内文庫」朱文方形印あり。

・裏表紙見返左上に朱筆にて「天保九年戊戌十二月廿四日此卷重案畢／文政十二年己丑八月廿二日此卷再考畢」とあり。

十五【寸法】二七・三センチ×一九・三センチ。【体裁】堅帖。【表紙】貼題箋「万葉集古義六上」。

【丁数】表紙一、遊紙一、墨付一〇二丁、裏表紙一。

【備考】

・「山内文庫」朱文方形印あり。

・裏表紙見返左上に朱筆にて「天保九年戊戌十二月廿六日此卷重案畢／文政十二年己丑九月四日此卷再考畢」とあり。

十六【寸法】二七・三センチ×一九・三センチ。【体裁】堅帖。【表紙】貼題箋「万葉集古義六下」。

【丁数】表紙一、遊紙一、墨付九七丁、裏表紙一。

【備考】

・「山内文庫」朱文方形印あり。

・九七丁ウに墨書にて「六の下拾穂本に／は終ノ字あり」とあり。

・裏表紙見返左上に朱筆にて「天保九年戊戌十二月廿九日此卷重案畢／文政十二年己丑九月十日此卷再考畢」とあり。

十七【寸法】二七・五センチ×一九・二センチ。【体裁】堅帖。【表紙】貼題箋「万葉集古義七上」。

【丁数】表紙一、遊紙一、墨付一〇五丁、裏表紙一。

【備考】

- ・「山内文庫」朱文方形印あり。
- ・裏表紙見返左上に朱筆にて「天保十年己亥正月二日此卷重案畢／文政十二年己丑十月六日此卷重案畢」とあり。

十八【寸法】二七・七センチ×一九・四センチ。【体裁】堅帖。【表紙】貼題箋「万葉集古義七下」。

【丁数】表紙一、遊紙一、墨付九九丁、裏表紙一。

【備考】

- ・「山内文庫」朱文方形印あり。
- ・裏表紙見返左上に朱筆にて「天保十年己亥正月四日此卷重案畢／文政十二年己丑十月十八日此卷重案畢」とあり。

十九【寸法】二七・三センチ×一九・二センチ。【体裁】堅帖。【表紙】貼題箋「万葉集古義八上」。

【丁数】表紙一、遊紙二、墨付八四丁、裏表紙一。

【備考】

- ・「山内文庫」朱文方形印あり。
- ・裏表紙見返左上に朱筆にて「天保十年己亥正月五日此卷重案畢／文政十三年庚寅二月七日此卷重案畢」とあり。

二十【寸法】二七・五センチ×一九・二センチ。【体裁】堅帖。【表紙】貼題箋「万葉集古義八下」。

【丁数】表紙一、遊紙一、墨付八二丁、裏表紙一。

【備考】

- ・「山内文庫」朱文方形印あり。
- ・裏表紙見返左上に朱筆にて「天保十年己亥正月五日此卷重案畢／文政十三年庚寅二月十七日此卷重案畢」とあり。

二十一【寸法】二七・六センチ×一九・四センチ。【体裁】堅帖。【表紙】貼題箋「万葉集古義十上」。

【丁数】表紙一、遊紙一、墨付一三五丁、裏表紙一。

【備考】

- ・「山内文庫」朱文方形印あり。
- ・裏表紙見返左上に朱筆にて「天保十年己亥正月廿二日此卷重案畢／文政十三年庚寅三月廿二日此卷重案畢」とあり。

二十二【寸法】二七・七センチ×一九・四センチ。【体裁】堅帖。【表紙】貼題箋「万葉集古義十下」。

【丁数】表紙一、遊紙一、墨付一〇八丁、裏表紙一。

【備考】

- ・「山内文庫」朱文方形印あり。
- ・裏表紙見返左上に朱筆にて「天保十年己亥二月四日此卷重案畢／文政十三年庚寅七月廿一日此卷重案畢」とあり。

それぞれには、巻一上の表紙見返しの朱筆書込をのぞき、全冊裏表紙見返し左上に朱筆で「重案」あるいは「再案」した年記等が記されており、古義の完成されてゆく過程をうかがうことができる。なお、当該の『古義』のうち、欠本部分は東京大学附属図書館に寄託中の大正十二年（一九二三）、震災で焼失してしまったという。

これら一連の年紀は、雅澄が、『古義』を校勘した年を示している。最も早いものが「二上」の文政六年（一八二二）八月である。他は文政十二年（一八二九）二月から文政十三年（十二月に「天保」改元・一八三〇）七月にかけて再考がほどこされている。「二上」は文政十二年三月にも校勘されているから文政十二年前後がひとつの大きな校勘期であったことがわかる（以下、「第一次校勘期」とする）。「二上」

の表紙見返しには、『万葉集燈』による文政十一年（一八二八）三月の校合書入れのことが記されているから、文政十二年の校勘は『万葉集燈』による校合作業が契機となったのかもしれない。次に校勘の年記が集中するのが、天保九年（一八三八）、十年（一八三九）の両年であり、ここに「第二次校勘期」と呼ぶべき面期が推定される。「二上」の表紙見返しには『積万葉集』による天保九年五月の校合書入れが行われたことが記されているから、第二次校勘期は、これがきっかけとなったようである。

次に、先の書誌情報に傍線を付しておいたが、巻二には「別本」の貼紙のある二冊がある（以下、「別二上」「別二下」とする）。この別本二冊には「別二上」の一〇七丁柱に「戊寅」の年に書写したことが記されている。「別二上・下」が校勘された天保六年（一八三五）をさかのぼる「戊寅」の年は、文政元年（一八一八）であるから、「別二上・下」はあるいはこのころ書かれ、天保六年八月に一度校勘されたと推定される。「二上」を含め第二次校勘期である天保九年十一月から天保十年二月には校勘の対象とされていないことから、「別二上・下」の二冊は文政元年ごろに書かれ、一方で「二上・下」をそれぞれ文政十二年三月と四月に校勘したのち、天保六年八月時に校勘され、以後かえりみるものがなかったのかもしれない。

小関清明によれば、『古義』の成立年は文政元年（一八一八）ごろであったという<sup>7)</sup>。「五上」八十一丁柱に、「辛巳」の年に書写が終ったことが記されていることから、『古義』の浄書は文政元年から数年間に順次行われていったと考えられよう。現存の『古義』は文政元年から数年間に一度浄書されたものにさらなる書込がほどこされたものと考えられるほうが妥当である。文政元年ごろに一度浄書された『古義』

には巻二に二種の本が存在したことになる。このうち、「二上」が文政六年に、「二下」が文政十二年に、「別二上・下」が天保六年に、そして、「二上・下」が天保九年に校勘されているから、順序からいえば、「二上・下」と「別二上・下」は少なくとも天保六年ごろには同時に存在し、以後「別二上・下」は「二上・下」に反映されていったと考えるのが妥当であろう。「別二上・下」と「二上・下」が同時に存在した理由や、「別二上・下」を「二上・下」へどのように反映させていったかということも明らかにされなければならないが、本稿では、雅澄の研究環境へと視点を移していきたい。

### 三 『万葉集古義』引用諸本の概要

『古義』には所々に用いた諸本が記されている。便宜的に（１）本文の校合に用いられたもの、（２）注釈に用いられている諸本、（３）参考とされた文献の三種類に分けて、以下、若干の見通しを述べてみたい。なお、諸本の引用箇所については、『本文』として『古義』の該当する箇所を掲げ、『校本万葉集』（『校本』と示す）を参考として併記した。『古義』を引用するにあたって、字体については通用の字体に改めたところもある。また、朱筆は『』、見滅は【】、見滅の訂正は（ ）、割注は「」で示した。

（１）本文の校合に用いられたもの

まず、『古義』が本文を定めていく中で、どのようなテキストを参照したかをみてみたい。

#### ① 六條本

二下・二六丁（別二下・二二六には六條本の朱筆なし）（巻二・二一〇）

《本文》石根左久見【乎】〔手〕「手ノ字、旧本に乎に誤。今【改免】〔ハ六條本に従〕哉。

《校本》乎。類「手」。左久見乎、サクミヲ。代初「乎」ハ「手」ノ誤。

はじめに掲げるのは「六條本」と記すテキストである。当該例は「柿本朝臣人麻呂妻死後泣血哀慟作歌」（巻二・二一〇番歌）の五〇句目についての『古義』の《本文》である。これをみると、「旧本」と呼ばれる本文に「石根左久見乎」とあることに対し、「六條本」の本文が「石根左久見手」としていることに依って、《本文》が訂正されている。《校本》を見ると「石根左久見乎」の本文は『寛永版本』に由来する。なお、『寛永版本』については、後にも触れる。

また、「別二下」本文には「六條本」の書入れは無いから、「二下」に至っての訂正ということになる。当該「六條本」の実態は把握していないが、雅澄が「旧本」と呼ぶテキストを底本にしており、「六條本」と呼ぶテキストによってこれを修正していったことが確認される。

次に、「類聚抄」と記すテキストについてみてみたい。

## ② 類聚抄

三上・五四（巻三・二七八）

《本文》石川女郎歌一首―『石川女郎 細注【少】（女）ノ字』旧本、拾穂本等には少。』古写本には小、異本には水と作り、そも誤なれ、今は類聚抄に女と作るに依か。

《校本》石川少郎歌一首―少。古、「女」。温、「小」。郎、紀、

ナシ。

少郎。考「郎女」ノ誤。槻、「女郎」ノ誤。

当該例は、西本願寺本他、諸本に「石川少郎歌一首」とする題詞の修正である。当該例には「右今案、石川朝臣君子、号曰少郎子也」とする左注が付随している。《校本》と対照させると、《本文》でいう所の「旧本」が『寛永版本』である可能性が高い。「拾穂本」は『万葉拾穂抄』のこととおぼしく、実際の『万葉拾穂抄』本文も「少」である。

また、「古写本」は《校本》を見る限り、「温古堂本」である。この系統のテキストが小関清明が雅澄が校合に参考したと指摘する『南部巖校本万葉集』に含まれていたかどうかは不明である<sup>9)</sup>。また、『古義』がいうところの「古写本」(⑦)でも触れるが、『古義』には「古本」「異本」の称で参考としてテキストを示す場合もある<sup>10)</sup>が総てこれを指すかどうかを決定づけることができない。さらに、雅澄が「類聚抄」と呼ぶ『少』を『女』と記すテキストは《校本》によれば『古葉略類聚抄』に該当するが、これについては、宮地仲枝が所蔵していたとの指摘があり、あるいは、雅澄はこれを見ていた可能性が高い<sup>11)</sup>。

「少」を「女」訂正することは、「石川少郎（君子・少郎子）」という人物を「石川女郎」という人物に集約してしまうことになる。この点について、『古義』はその根拠に触れず、「類聚抄」に従う姿勢を見せているだけである。この点はテキストへの傾斜度として注目したい。

次に、「元暦本」の例を示す。

## ③ 元暦本

七上・九三（巻七・二二二九）

《本文》アカシノツラニ明石之潮尔―「明『ノ』字ノ下二、旧本且『ノ』字アルハ衍ナ【リ】〔ルヘシ〕」元暦本ニナキニヨリツ。」

本居氏云、潮ハ浦ノ誤ニテアカシノウラニナリ。

《校本》明且石之潮爾―且、元、古、ナシ。潮、元、類、古、紀「湖」、元墨ニテ「潮」ニ直セリ。類直シテ「潮」トセリ。京、漢字ノ左ニ赅「湖」アリ。

略、「明」ノ下ノ「且」ハ衍トス。考、「潮」ハ「滷」ノ誤ニテ訓「アカシノカタニ」とす。宣長云「湖」ハ「浦」ノ誤ニテ訓「アカシノウラニ」トス。

《手沢本》且―イニナシ。潮―《傍訓》『シホ』。滷。浦ノ字哉。

《略解》今本明且石と有ハ誤也。元曆本且字なきをよしとす。はまに潮の字を用たる例なし。宣長ハ潮ハ浦の誤にて、あかしのうらに也といへり。

当該例は卷七「羈旅作」の一種である。「寛永版本」の本文に「明且石」とある第一句について、「且」の字を「衍字」と判断した根拠が「元曆本」にないことに依っている。このことから、雅澄は「元曆本」なるものをどのような形にせよ見えていたことになる。

しかし、雅澄の言説は《略解》に掲げた『万葉集略解』（以下『略解』とする）の「今本明且石と有ハ誤也。元曆本且字なきをよしとす。」に依った可能性も否定できない。なぜならば、《本文》が引用する「潮」を「浦」と解する根拠として掲げている本居宣長の言説「潮ハ浦ノ誤ニテアカシノウラニナリ。」の件が、《略解》が引用する宣長の言説「潮ハ浦の誤にて、あかしのうらに也」とほぼ一致するからである。

本居宣長は「元曆校本」を見ている可能性が高く、「本居宣長手沢本『万葉集』（本居宣長記念館蔵・以下用例中には《手沢本》として記す）には「イニナシ」とある。この「異本」が『元曆校本』かどうかはさらに検討を要するが、いずれにしても、雅澄が《略解》の言説

を根拠に当該の本文訂正を行った可能性は高く、『略解』は小関が指摘する「校本類」に寄らずとも、実物を見ていた可能性はあるだろう。山内家の文庫には『略解』が所蔵されていることも証左になる。

続いて、「拾穂本」について扱っておきたい。「拾穂本」は、『万葉拾穂抄』とおぼしいが、『古義』において参考した箇所が比較的多く、「拾穂抄」とも記されている（以下用例は《拾》と記す）。例に挙げた二例の他にも、別二下・九六、三上・五四（既出↓②）、三上・一一三等にみえる。

#### ④ 拾穂本

##### 一下・七一（卷一・七九）

《本文》或本從藤原京―○△藤原の下、拾穂本に宮ノ字あり。

○『或本二字拾穂本には無し、削去へし。』『細注』にハ『仙覚か、なほその前かに誰その人校合せしとき、』当昔ソノカミの原本モトツマキには無し、或本にありし歌なれば【加】（か）く記せる【ものなり】（なるへし△）『△されと集中の例を推わたして考るに、上に出たる歌の或本に載たるにハ異なるをその下に或本云とせるせし。こゝも上の飛鳥云々の或本とならハ、上ハ短歌にて或本ハ長歌なるへき謂なし、（中略）されハ此ハ上の歌の或本にハあらざること決し、いかにまれ、或本とあるハマきらハしけれハ除であるべし○△』

《校本》或本―拾二字削ル。原―西、コノ下「宮」アリ。

《拾》※「或本」の二字無し。

当該例は、題詞に「或本從藤原京遷于寧樂宮時歌」とある歌の題詞

についての言説である。当該の題詞六字目の「京」が「拾穂本」には「宮」の字となっている。しかも、「拾穂本」には「或本」の二字が無いという。《本文》には「或本」と集中に記される歌は、先に掲げられた歌の「或本」には歌句の異なっているものをこう呼ぶのであって、「こゝも上の飛鳥云々の或本とならハ、上ハ短歌にて或本ハ長歌なるへき謂なし」として、「或本」の二字を削除する旨を述べている。

「宮」字への変更については、「西本願寺本」に校異があるが、《本文》の言説を見る限り、雅澄は「拾穂本」の言説に依拠していることがわかる。また、「或本」についても、「拾穂本」に依拠していることから、雅澄の校合作業は「拾穂本」に依拠する点が少なくなかったことが確認される。もう一例を見ておこう。

#### 別二下・三二（巻二・一六三）

《本文》・伊勢能国尔母ノ字拾穂本には毛と作り。

・有益乎―【有】『在』ノ字『旧本』にハ有と作り今ハ拾穂本に【は在と作り】『従フ』。

《校本》母。西「毛」。※「有」は「寛永版本」本文。

不有爾、アラナクニ。檜、「マサナクニ」。古、「有」

ハ「在」ノ誤。訓「マサナクニ」↓2下・三二で訓

み換えする。

《拾》伊勢能国尔毛いせのくに

当該例は、「大津皇子薨之後、大来皇女從伊勢齋宮上京之時御作歌」と題される歌の第二句と第三句の校合である。第二句目、《本文》では「母」とあるのを「拾穂本」によって「毛」とすることが記されている。この校異は、本来「西本願寺本」由来のものであるのを「拾穂本」とするわけであるから、雅澄は「拾穂本」を参考したことがわか

る。また、「有」と「在」の校異についても、《本文》には「有」とあり、これを「拾穂本」によって「在」へと修正していく言説を記している。ちなみに、当該の本文「有」は「寛永版本」の本文であるから、雅澄が『古義』を記す際に底本としたのは先に検討した①や②の例と考え合わせて「寛永版本」と考えてよいだろう。しかし、これを「拾穂本」によって修正しているという校異の次第が見えてくる。

#### ⑤ 万葉考 二下・一四他多数。

「万葉考」については、「考」として『古義』に引用する箇所が非常に多い。さらに、これを「岡部氏」と訂正している箇所がほとんどである<sup>田</sup>。本文の校異の他、注釈においても『万葉考』を参考していたことがわかる。

次に、ここまで何度も取り上げてきた「旧本」を見てみたい。なお、例に取り上げた箇所以外にも、二下・六五。別二下・五六。別二下・六七。別二下・一一九。別二下・一五四。三上・一一。三上・一八。三上・三一。三上・三七。三上・四二。三上・五四。三上・一三二等、多くの箇所はその名がみえる。

#### ⑥ 旧本

#### 一中・七〇（巻一・四一）

《本文》【釧】『釵』着【釧】『細注「釵」ノ字』『旧本釧と書るは誤なり』十二【に二所】『旧本』「四丁三、

十四丁』に『玉釧とあるは、玉釵【の写誤】なるべし。『△着はものまゝにても通ゆれど、尚熟考るに卷の誤写なるべきか。着巻草書は混ひぬべし。』

《校本》劍著―劍。類、令、文、神、西、「釧」

当該例は、「幸于伊勢国時、留京柿本朝臣人麿作歌」と題する歌の

二首目の第一句である。《本文》に示された「釵」の字は、《校本》を  
確認する限り「寛永版本」の本文ではないことがわかる。しかも、《本  
文》割注に「旧本釵と書るは誤なり」とあることから、「旧本」が「寛  
永版本」であることは確認されるが、『古義』が当該例で本文として  
いるものが何に拠るのか判断としない。ここまで、『古義』の本文は「寛  
永版本」を底本としていることを推測してきたが、この例はそれから  
外れる例として考えられる。或いは、『万葉集燈』など、雅澄が校合  
本とした本文からの書写であった可能性も否定できない。

二上・八八（別二上・八七）（卷二・一三二）

《本文》角乃浦回『乎』—略解にウラマとよめるハわるし、

また『旧本に』ウラワとよめるなどは云にも足す。

《校本》・回。元、温、「廻」。紀、西、細「廻」。矢、京「廻」。

乎。紀ナシ。

・ウラワヲ。元「ヲ」ノ右ニ赅「ニ」アリ。紀「ウラワニ」。

細「ウラハヲ」。ツノノウラワヲ。略、「ツヌノウラ  
マヲ」。

当該例は、「柿本朝臣人麿従石見国別妻上来時歌」の第一首目の第  
二句目である。《本文》において「略解」と「旧本」の訓読を否定する。  
雅澄が『略解』を手にしていたことがわかると同時に、《校本》から、「旧  
本」が「寛永版本」であることも確認される。なお、先の③における  
『略解』参考の推測がより強く証左される。

二下・一五四（卷二・一九四）

《本文》①河島皇子殯宮之時。柿本朝臣人麻呂献泊瀬部皇

女忍坂部皇子歌一首并短歌『丙〇』此題詞、『旧本』

は乱れたるものと見ゆ。こは『旧本歌』左注【に入

るがとて】②にして或本日葬③ 河島皇子【の薨賜  
へる】④越智野之時、【其御妃】⑤【献】 泊瀬部皇  
女【に献たる】歌【なり】⑥也とあると依べし、又⑦（以  
下略）。

《校本》柿本朝臣人麿献泊瀬部皇女忍坂部皇子歌一首并短歌（中  
略）柿本朝臣人麿。代精「皇女」ノ下「兼」又ハ「并」  
ノ字脱カトス。考、コノ題詞「葬河島皇子於越智野  
之時柿本朝臣人麻呂献泊瀬部皇女歌」ノ誤。古「柿本」  
ノ上ニ「河島皇子殯宮之時」脱トシ又「皇女」ノ下  
ノ「忍坂部皇子」衍トス。

《手沢本》忍坂部皇子—ヒガコト也。乱レテ他ヨリコ、ニ入  
シ也、師。今按此詞書有疑。

当該例は「寛永版本」に「柿本朝臣人麿献泊瀬部皇女忍坂部皇子歌一  
首并短歌」と題される一首である。しかし、当該の題詞はいかにも不  
備な内容で、『萬葉代匠記』（精撰本）が『皇女』ノ下『兼』又ハ『并』  
ノ字脱カ」とし、『万葉考』が『葬河島皇子於越智野之時柿本朝臣人  
麻呂献泊瀬部皇女歌』ノ誤」とするのはこの不備を修正するための説  
である。《校本》に『古義』の説として、『柿本』ノ上ニ『河島皇子  
殯宮之時』脱トシ又『皇女』ノ下ノ『忍坂部皇子』衍トス」とあるの  
は、《本文》に示されたとおりであるが、さらに『古義』の説としては、  
「河島皇子越智野之時、献泊瀬部皇女」とあるべきところだとする《本  
文》の記述が続いている。

まず、言えることは、当該部分に於いて、『古義』は「寛永版本」  
の本文をテキストとして記しているわけではないことである。この点、  
雅澄は「旧本」として「寛永版本」を尊重しつつも、この本文を校合

しながら独自テキストを作成していたということが言えるのではないかと考える。また、「河島皇子越智野之時、猷泊瀬部皇女」云々の部分に関しては、明記されていないが、『万葉考』の説を踏襲しての言説かと思われる。

本文の校合に用いられた諸本の最後に、該当する書物が明確でない「異本」を示してみたい。

⑦ 異本

三上・六五（巻三・二八九）

《本文》 間人宿祢大浦初月歌二首―《頭注》『△浦ノ字、異本にハ輔と作り。』

《校本》 大浦―浦。紀、「輔」ヲ別筆ニテ直セリ。京、右ニ赭「輔」アリ。

大浦紀氏見六帖―類、紀、西、温、矢、七字ナシ。細、七字赭小字ニテ「大浦「紀氏見六帖」ノ如ク書ケリ。

京、七字ナシ。赭小字「浦紀氏六帖」アリ。

代初、「大浦見紀氏六帖」の誤。略、七字衍トス。

当該例は、「間人宿祢大浦初月歌二首」と記された題詞の六字目「浦」が「異本」では「輔」となっていることを示す例である。《校本》では、「紀州本」のみが「輔」を別筆で修正しており、「京都大学本代赭書入れ」には異本に「輔」とあることが示されている。「京都大学本代赭書入れ」は「禁裏御本」の系統本であり、雅澄がこれを見る機会はなかったかもしれないが、「紀州本」は可能性があるだろうか<sup>40</sup>。この「異本」表記が何に基づくのか、にわかに判断しにくい。ただし、「寛永版本」にみられる「大浦紀氏見六帖」についての記述が『古義』にはないので、ここも、「異本」などを参考にしながら本文を定めた様子がうかがえる。

谷真潮筆写の『萬葉代匠記』（初稿本）なども土佐には残されているので、こうしたものを閲覧した可能性も高い。

(2) 注釈に用いられている諸本

ここからは、『古義』が注釈に用いた諸本について簡単に記しておきたい。まず、どのような諸本を参照したかということについては、以下に一覧する通りである。

① 和名抄 二下・六五他、(2)の⑦参照

② 仙覚抄

二下・三（別二下・一一）（巻二・一四八）

《本文》『△仙覚抄に常陸風土記を引て葬具儀赤旗青旗交雜云々とあれば大殯宮の儀式に青色の旗を立てることの有しハ青旗ハ四卷「十六丁」に青旗乃葛木山に十三「三十一丁」に青旗之忍坂山者なども見えたり。

③ 袖中抄 一中・五（貼紙）。別二下・五一他

④ 代匠記 別二下・一一九他

別二下・四（巻二・一四一）

《本文》『△○御歌ノ意ハ常さへあるにいみじき御大事をおもほしたち給ふ事あり、それて趣かせ給ふ御旅中のいともわびしく堪かたきさまをのたまへるにてかくれたるすぢなし』契沖もいひし如く此二首の御歌にその時の御心たましひとなりてやどれるにや。いと身にしみてかなしきことかぎりなし。

⑤ 改観抄 一上・一五。一上・一七。一上・二三。一上・六三。

三上・三八他

- ⑥ 水戸侯釈 (『釈万葉集』) 二下・一〇六他  
二下・六五 (卷二・一九三)

《本文》『◎水戸侯釈に、八多籠良ハタコラガと訓べき哉。和名抄云、唐韻云籠「漢語抄云、波太古俗用<sub>二</sub>旅籠<sub>一</sub>二字」飼<sub>レ</sub>馬籠也。かゝれバ馬を追<sub>レ</sub>男を彼が持<sub>二</sub>ところの具によりてはた<sub>二</sub>こらと云哉。旅人に宿かす処を俗にはた<sub>二</sub>こやといふを思べし。(以下略)』

- ⑦ 万葉考 一下・三六。二上・四。二上・八四。二下・二六。二下・四八。別二下・四八他。
- ⑧ 冠辞考 一中・一八他。
- ⑨ 国号考 別二下・四〇他。
- ⑩ 日本書紀通証 一中・七五。二下・九四 (別二下・九四に通証の貼紙なし) 他。  
二下・三 (卷二・一四一)
- 《本文》『通証に藤白坂海部有田両郡之境也。今按岩代属二牟婁郡一今有間皇子祠在焉とあり。藤白に至ります時、磐白を経まして、其浜の松枝を結びよませ給へるなるへし。』
- ⑪ 玉勝間 一上・八他。
- ⑫ 万葉集玉の小琴 一下・三一。二上・二二 (別二上・二二)。二上・二九。二上・五四 (別二上・五四)。二上・九三 (別二上・九三)。二下・九九。二下・一三二 (別二下・一三二) 他。
- ⑬ 古事記伝 別二下・九四他。
- ⑭ 秋成 三上・九九他。
- ⑮ 万葉集楓の落葉 三上・二二他

- ⑬ 万葉集略解 二上・五八。三上・三一他。
- ⑭ 諸国名義考 一中・五。三上・一九。三上・九八他。
- ⑮ 現存六帖 三上・二。

以上は書名をたどっただけの簡単な検索であるが、これを一覧しても、様々な注釈書を参照しながら『古義』の注釈がなされていることがわかる。特に、賀茂真淵の『万葉考』『冠辞考』『国号考』や本居宣長の『万葉集玉の小琴』の参照頻度は高かった。また、参照頻度は多くないが、『仙覚抄』や『水戸侯釈』『釈万葉集』の参照は目を引く。どのように入手されたのか明確ではないが、『釈万葉集』は『古義』の「第二次校勘期」の校合本である。あるいは、師弟関係にあった宮地の助力もあつたのではなからうか。

(3) 参考とされた文献

最後に、参考とされた文献を見ておきたい。雅澄は、『古義』の注釈を記すにあたり、様々な物語等から表現の典拠を求めている。書名が明らかに記されているものだけでも、以下の通りである。

- ① 古事記
- ② 日本書紀
- ③ 現存六帖
- ④ 枕草子
- ⑤ うつほ物語
- ⑥ 江家次第
- ⑦ 大和物語
- ⑧ かけろふ日記
- ⑨ 平家物語

⑩ 栄花物語

⑪ 遊仙窟

⑫ 往生極楽記

この中で④の『枕草子』は他にも「頭書 枕草子」とか、「流布本」ともあるので、近世期に広く公刊されたものを見ていた可能性が高い。そうした諸本の中でも、『江家次第』といった有職故実書や『往生極楽記』(『日本往生極楽記』) などといった仏教関連書などを参照しているところが興味深い。

四 まとめ

高知県立高知城歴史博物館蔵『万葉集古義』に引用されている諸本について、便宜的に(1)本文の校合に用いられたもの、(2)注釈に用いられている諸本、(3)参考とされた文献の三種類に分けて、若干の検討を試みた。もちろん、これらの分類は充分なものではなく、互いに重複しているものもある。

本稿において注目したのは、諸本の中で、特にテキストの「校合」や注釈に参照された諸本である。「六條本」と呼ばれテキストの正体あるいは、『仙覚抄』や『萬葉代匠記』(初稿本)といった諸本の根拠とされる校本史料との相互関係、さらには『水戸侯釈』(『釋万葉集』の閲覧等、こうしたテキストを閲覧する機会は残されている手掛りの外に、宮地仲枝をキーパーソンとする「和学講談所」が一つの手がかりとして明らかにされる部分があるのではないかと考える<sup>13)</sup>。そうした意味でのネットワークが存在することを認識して、その上で検討されるべき問題であろう。土佐から出ることのなかった雅澄がどの

ようにして『古義』という注釈書を書き継いでいったか、その実態をより正確に明らかにすることで、近世期における『万葉集』の注釈成立の実態の一端をうかがうことができると考える。

〔注〕

(1) 応仁の戦火を逃れて土佐へ下った一条兼良の次子教房は土佐一条氏として土着した。この一条氏を頼って天文永祿の頃土佐に下った飛鳥井雅量が土佐の国学者鹿持雅澄の祖である。鹿持姓は、土佐飛鳥井氏雅春以来の姓である。しかし、事情があつて、途中から柳村姓を名乗ることとなった。

(2) 宮地との師弟関係は天保十二年(一八四一)の仲枝の死去に至るまで続いた。この師弟関係の中で、雅澄自身も和学講談所との関わりを保っていたのかもしれない。

(3) 『万葉集古義』(稿本)には、「谷景井」説がいくつか示されている。(4) 小関清明は著書『鹿持雅澄研究』(高知市民図書館、一九九二年)の中で、「土井雅尚」との研究協力を上げている。

(5) 当該資料については、『鹿持雅澄遺稿』(昭和三十三、高知大学文学部国語国文研究室)に活字化されている。現存は一冊のみで、お茶の水図書館が所蔵している。

(6) 拙著『近世国文学と万葉集研究』(おうふう、二〇〇九年)第五章第二節参照。

(7) 小関清明注(4)前掲著。

(8) 小関清明注(4)前掲書には「南部巖男本万葉集」(宮内庁書陵部蔵『萬葉集』(一五三函一八四号))の存在が示唆されている。当該書は『校本万葉集』首巻に武田祐吉の解説があり、それによると通行

の版本を書写したとおぼしい本文に諸本による校異を書入れたものとされている。ここでいうところの「諸本」は、『万葉集略解』『万葉集拾穂抄』『柿本人麿勘文』『古葉略類聚抄』『袋冊子』『井蛙抄』『歌林良材抄』『袖中抄』などの外に、「宮地氏校本」「校異本万葉集」「吉川文水所蔵之古写本」などが挙げられている。特に、「宮地氏校本」については、「古写本」「一本」「水戸本」「活本」「古本」「仙覚抄」などが校合されていたようである。また、「吉川文水所蔵之古写本」は『万葉集古義』（稿本）において「古写一本」と記されたようである。しかし、「諸本」による校異の中にどれほどの系統本が入っていたか、また、どの程度の校異であったのか、また、そこから引用される『万葉集古義』の言説が、例えば『万葉集略解』『万葉集拾穂抄』等版行されているものも現物を閲覧していなかったかどうかといった校合の全容解明については今後の課題である。

(9) 小関清明注(4)前掲書。

(10) 『古葉略類聚抄』は仲枝の父・春樹が天明三年（一七八三）頃入手したのもとおぼしい（吉永登「土佐万葉学の一資料」『語文』第一一輯、一九五四年三月）。雅澄は『古葉略類聚抄』を閲覧していた可能性が高い。

(11) 当該の修正がなぜなされたかということについては未詳である。『万葉考』を参考にしたのならば、「考」と記しても良いところを、わざわざ「岡部氏」と改める志向がどのようなことによるのかは、今少し検討を要する。

(12) 小関清明注(4)前掲書には、「南部巖男校本万葉集」や「宮地氏校本」との校合の外に諸本を校合していた可能性について指摘している。「紀州本」はその一本に挙げられるかもしれない。

(13) 「和学講談所」は水戸藩の『大日本史』校合に関わり、林家との交流もあつた塙保己一が創立建議者である。